

県出資団体等調査特別委員会

県住宅供給公社の解散などについて活発に議論
第三回定例会まで調査を延長

本委員会は、県出資団体や特別会計・企業会計の経営健全化を図るための諸方策について調査する目的で、平成二十一年第一回定例会で設置されました。以来、熱心かつ詳細な調査を進め、平成二十一年第四回定例会には中間報告を行い、これまでに十四回の委員会を開催してきました。

平成二十二年第一回定例会の閉会後には、五月十四日と六月十四日の二回、委員会審議を行っています。

五月十四日の第十三回委員会では、県出資団体や特別会計・企業会計のうち、特に精査を要する十四団体、七会計が今年度から取り組む目標値や内容、時期を記載した「改革工程表」などについて審議を行いました。

また、第一回定例会で可決された「健全な財政運営を図るため計画的な保有土地対策の推進を求め

る決議」の趣旨を踏まえ、今後、県住宅供給公社の解散にいたる過程を検証しながら、保有土地全体の方向性を見極めるためには、さらなる議論が必要なことから、本委員会の活動期間を九月開催の第三回定例会まで延長することを協議し、決定しました。

六月十四日の第十四回委員会では、県住宅供給公社の解散などについて審議を行い、同公社が特定優良賃貸住宅事業の連帯債務の解消や、大町ビルの売却、財産目録の作成などを進めていること、県が同公社解散に伴う三百八十億円にもなる県負担の財源としての「第三セクター等改革推進債」の許可申請や歳入歳出補正予算案などの議案を第三回定例会に提出できるように準備していることなどがわかりました。

本委員会は、最終報告に向けて、今後も調査を進めていく予定です。

今定例会で可決された議案

◆条例の一部改正

- 職員の手当に関する条例等の一部を改正する条例
○職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
○茨城県県税条例の一部を改正する条例
○茨城県立県民文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
○茨城県県立学校授業料等徴収条例の

◆その他

- 一部を改正する条例
○県有財産の取得について
○県有財産の売却処分について
○費用負担契約の締結について
○工事請負契約の変更について
○権利の放棄について
○副知事の選任について
○人事委員会委員の選任について
○地方自治法第一七九条第一項の規定に基づく専決処分について

お知らせ

今回の、平成22年第3回定例県議会は、9月1日から22日までの22日間の会期日程で開催される予定です。

Table with 2 columns: 月日 (Date) and 議事予定 (Agenda). It lists the schedule for the 22nd regular session of the Ibaraki Prefectural Assembly from September 1st to 22nd.

請願の審査結果

総務企画委員会
「選択的夫婦別姓制度導入など民法改正の早期実現を求める意見書」提出に関する請願

Table showing the results of petition reviews. It lists various petitions and their status (e.g., 'Not accepted', 'Continued review').

県議会を傍聴しませんか

本会議は、特別の場合を除き、誰でも傍聴できます。傍聴を希望される方は、県議会議事堂の傍聴受付で傍聴券を受け取って入場してください。

なお、詳細について知りたい方、また、常任委員会や特別委員会の傍聴の仕方などについて知りたい方は、議事事務局

「お問い合わせ先」
電話 〇二九一三〇一五六三四
FAX 〇二九一三〇一五六二九

歴史に学ぶ

歴史家 安藤優一郎氏が講演

六月十六日に、「歴史に学ぶ」幕末水戸藩の藩政改革」と題して、県議会主催の講演会が、県議会議事堂大会議室で開催されました。講師には、歴史家の安藤優一郎氏をお招きしました。

安藤先生からは、「水戸藩は江戸定府制であったことから、参勤交代を行っていた他藩と比べても、財政がひっ迫していた。そこで、水戸藩第九代藩主徳川斉昭は、水戸藩の天保改革を行ったが、これは、大きく分けると農村改革と教育改革の二つがある。農村改革では検地を実施したが、これは農民からの信頼を得られなければ不可能であり、実際に他藩ではできなかった。教育改革では、家臣団の教育を担う藩校だけでなく、豪農層の教育を担う郷学を設置し、幅広く教育を

わたしの、一票！

7月11日(日)は、第22回参議院議員通常選挙の投票日です。投票日当日に投票できない方は、期日前投票(7月10日まで)をご利用ください。詳しくは、お住まいの市町村選挙管理委員会または県の選挙管理委員会(電話 029-301-2462)にお問い合わせください。

